

一般競争入札公告

社会福祉法人入間福祉会（仮称）特別養護老人ホームおおぎの杜新築工事に伴う物品購入に関する一般競争入札について下記の通り公告します。

令和5年12月11日

社会福祉法人入間福祉会
理事長 野口 一

記

1. 入札内容

- (1) 購入備品
- ①特殊浴槽・厨房設備・厨房備品・業務用洗濯機 一式
 - ②介護ベッド・見守りシステム・医療介護備品 一式
 - ③事務機器・家具・家電・カーテン 一式
 - ④音響・プロジェクター・防犯カメラ 一式
- (2) 購入備品の仕様等 仕様書による
- (3) 納入期限 令和6年3月下旬（詳細な納入時期については、別途協議あり）
- (4) 納入場所 入間市東町4丁目85-1, 83-1, 76, 77-1, 75-1, 86-1の一部
（仮称）特別養護老人ホームおおぎの杜

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 埼玉県物品等競争入札参加資格者情報の有効年度が「令和5・6年」で登録されたものであり、業種が「販売」、核付けが「A」であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 埼玉県内に所在し、契約締結権限を有する本店、支店または営業所を有する者であること。
- (7) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。
- (8) 直近3年間における同様の納入実績があること。

3. 入札条件等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 非公表
- (3) 最低制限価格 無
- (4) 入札保証金額 無

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和5年12月18日（月曜日）（午後1時まで）
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 受付時間 午前10時から午後5時まで（18日は午後1時まで）

た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2者以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2者以上の者の代理をした者がしたもの
 - ⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9. 契約方法等

- (1) 落札決定から本契約までの間に埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 契約の履行については、発注者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (4) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。